

令和元年第10回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和元年10月7日 午後15時17分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和元年10月7日 午後3時17分  
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和元年10月7日 午後4時04分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第30号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第31号 農地を改良する届出について

報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第20号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第21号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第22号 非農地証明願いについて

農政

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：改めまして、よろしく申し上げます。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第10回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員は5番委員の八尋様、10番委員の萩尾様、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。お手元に配付しております議案目録の順序に従って進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

1枚めくってください。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第30号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、原270ほか9筆。地積、田9,628平米、合計9,628平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番。届出者、熊本市□□、□□。届出地、□□ほか5筆。地積、田7,339平米、合計7,339平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次のページをあけてください。農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第31号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局に説明をよろしく申し上げます。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田3,781平米のうち37.99平米。届出内容、造成計画、盛土・整地。造成高81cm。のり面処理、擁壁設置。工事期間、令和元年8月29日から令和元年3月31日。理由としましては、耕作利便のため。

以上です。

○議長：では、本件につきまして質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、次のページです。ページ3と4です。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第32号、議案書のとおり農地の転用届出が5件あります。事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積31平米、合計31平米。転用目的、敷地拡張。構造規模、盛土、整地。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年8月27日。

2番。筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田423平米のうち6.93平米、合計423平米のうち6.93平米。届出内容、転用目的、公衆用道路。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、令和元年10月1日から令和元年12月20日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月11日。

3番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田451平米のうち29平米、合計451平米のうち29平米。転用目的、公衆用道路。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、令和元年10月1日から令和元年12月20日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月11日。

4番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田374平米、合計374平米。転用目的、駐車場。構造規模、盛土・整地。工事期間、令和元年10月1日から令和元年11月30日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月12日。

4ページになります。

5番。届出者、春日市□□、□□。届出地、□□ほか3筆。地積、田1,076平米、仮換地350.24平米、合計1,076平米です。転用目的、集合住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年11月1日から令和2年3月31日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月19日。

以上です。

○議長：本件5件につきましての質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次のページをおあけください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第33号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積、畑208平米、仮換地138平米、合計208平米。転用目的、自己住宅。契約内

容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。工事期間、平成31年4月26日から令和元年9月2日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月2日。

2番。譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、東京都千代田区□□、□□株式会社代表取締役、□□。届出地、□□。地積、田678平米、仮換地200.51平米、合計678平米です。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年11月11日から令和2年3月10日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月9日。

3番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積、畑209平米、仮換地139平米、合計209平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造スレートぶき2階建て。工事期間、平成31年4月22日から令和元年8月26日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年9月17日。

以上です。

○議長：本件につきまして質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次のページをおあげください。続いて、議案第20号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）に関する件を報告いたします。

1番について地区担当委員、□□委員、よろしくをお願いいたします。

○委員：議案第20号、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は□□ほか2筆。図面が次のページにあります。合計3,697平米。申請理由は相手方要望ということで契約は売買です。

この□□さんは農業、面積要件は基準に達しています。□□さんは、自分は高齢で農業ができないからということで、□□さんの家の近くの□□を3,697平米、この2筆を隣地の□□さんに売りたいと。ああ、それだったら近くで、便利でいいですねと問題なく。地元の農家の方が地元の農家の方に売られるということで、こちらのほうも期待して売られると思います。問題ありません。

○議長：事務局のほうから、補足をお願いいたします。

○事務局：若干補足をさせていただきます。済みません、修正も含めてなんですが。

一覧の譲受人の一番下のところの耕作面積の括弧が空欄になっております。ここは田んぼで8,715平米です。既に持っている農地、それから新たに取得する面積を足しますと8,715平米となります。また、農機具の所有につきましては、トラクター、軽トラックを保有されており、労働力については、世帯員3名、農作業歴が25年となっております。申請地につきましては、水稻を行う予定ということで、周囲には支障はないと思われま。従事の日数でございますが、210日

ということでございます。

以上、補足説明を終わりたいと思います。

○議長：済みません、ちょっとお待ちください。

○事務局：済みません、訂正がもう一つ。申しわけございません。先ほどの一覧の耕作面積でございますが、現在持っているのが4,991平米でございました。失礼いたしました。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑なり意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員、異議がないと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、9ページをあけてください。

議案第21号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。  
2件あります。

1番について、地区担当委員に御説明をお願いいたします。地区担当委員、□□委員さんお願いいたします。

○委員：番号1。譲受人、筑後市□□、株式会社□□代表、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか12名。申請地の表示、□□ほか41筆。地積、田2万137.64平米、畑6,762平米、合計2万6,899.64平米。申請内容、転用目的、流通業務施設。契約内容、売買。構造規模、鉄骨造4階建て。工事期間、令和元年11月1日から令和5年10月31日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%、借り入れはありません。建ぺい率40.32%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、添付の承諾書を見ていただければいいかと思います。下にあります。都市計画区域、市街化調整区域。

番号2番。

○事務局：いや、2番は結構です。図面よろしいですか。

○委員：これだけでいいですか。これは前からの続きですよ、ここの地域は。

○事務局：そうです。

○議長：それでは、事務局のほうから補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：申請地の地図につきましては、次のA3の大き目の用紙ですが、2枚つけております。10ページ、11ページになります。

10ページのほうで見ていただきますと、この青い中央部分は18.8ヘクタールがございますが、これが全体の開発区域です。その中に赤い網掛けがあるかと思えます。ここが先ほど御報告をいただきました農地転用に関する箇所になります。場所でございますが、JRの鹿児島本線、筑豊本線、国道3号線のバイパスに囲まれた区域、この赤く塗られた箇所が申請地ということになります。転用目的は、先ほど説明があったように、流通業務施設ということで、倉庫が3棟、店舗が1棟建設される予定となっております。

ここは都市計画法に規定します地区計画が定められている区域ということでの申請でございます。先ほど説明ありましたとおり、申請地は山林や原野に囲まれておまして、農地の集団性は低いということで、第二種農地区分ということになっております。

被害防除に関しましてですが、雨水に関しては外周に排水路、集水枡を設けまして、それから2カ所調整池を設置されますので、そこへ一旦放流しまして、そこで雨水抑制を行って既存の排水路に流すと。土砂に関しても同様に、集水枡、あるいは調整池に一回入れて、隣接地に直接流入しないように計画されております。

周囲の影響でございますが、水利組合長にも承諾をとっており、工事に際しての条件はございませんでした。

なお、今回の申請でございますが、非常に面積が多きゅうございます。3,000平米以上の転用ということになりますので、農地法に規定されておりますが、県の常設審議会に意見を聞かなければならないということになっておりますので、本日御審議いただいた後に、改めて県の常設審議会のほうに意見を伺うようにしております。その意見と、本日伺った意見を付しまして件のほうへ進達をするという流れになっております。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

○委員：ここは通称□□池という、かんがい用水があって、田んぼに水を配っているんですけども、関係の田んぼは全部井戸を掘ってくれるということで、現在、井戸を掘っています。それでオーケーが出ています。

○議長：議案21号につきましては2件ございますが、それぞれについて審議していきますので、この1番についての質問、御意見のある方はお願いいたします。

○委員：今の市の説明では1,000平米以上だから開発行為になって、県の開発許可、事業認可をとるんだろうと思います。筑紫野の中山間地域は特に、山を崩すと下のほうで川がはんらんします。鷺田川が何回も二日市で工事をやっているようにですね。

山が開発で取られると雨が流れてきません。水利組合の許可をとったと言われますけれども、ダムが集水面積のような面積の開発になりますので、当然、従前のため池があるにもかかわらず遊水池をつくらと言われますけれども、相当の遊水地じゃないと付近の農地に影響が出るんじゃない

いかと思います。裏側は、□□小学校から裏道を通ってくる、あの……。

○委員：□□に近いところ。あそこのため池は、大きな溝があるんですが、上から流れてくるところをせきとめたものだったんです。それを外してしまえば全部川に流れます。□□のところにおりてくるバイパスがありますよね。おりてきてすぐ左に曲がったところですけども、あの川に流れます。

○委員：それは宝満川かどこかに行っている。

○委員：□□じゃない、あれは何だっけ。

○委員：あれは田んぼの低いところよね。3号線の間。

○委員：あそこは、全部、埋めてしまいます。

○事務局：今の件、よろしいですか。

説明にあったとおり、県の開発の許可に該当しております。県の開発基準というものがございまして、今、□□委員から出た集水の関係、集水面積を計算した上で、一定の基準の雨量が降ったときに中で一旦ためられる水量、そして放流する水量というものを決めた上で調整池の大きさは設計上、計算されておりますので、それに沿って造成工事がなされるということで進められるというふうになっております。

近年、集中的なゲリラ豪雨がありますけど、こういった大規模な開発につきましては、基本、一定の基準にのっとり、必要であれば調整池を造成した上で下流に放流するといった流れになっております。それで今回も、計算上の部分ではございますけれど、調整池をつくった上で放流をされるということになっております。

□□池については、今、□□委員が言われたとおりで、水利関係者全員からの水利権放棄の分が市のほうにも出ておりますので、ため池機能についてはこの開発にあわせて廃止されるというところになっております。

説明については以上です。

○議長：ありがとうございました。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、議案第21号の1番について、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。議案第21号1番につきましては異議なしと認めます。よって、本案は議案のとおり可決することに決めます。

それでは、議案21号の2番に移ります。



前のページです。議案第2号につきまして、地区担当委員は〇〇委員さんです。お願いいたします。

○委員：譲受人住所氏名、筑紫野市〇〇、〇〇ほか1名。譲渡人、筑紫野市〇〇、〇〇。申請地の表示、〇〇。地積、田163平米。申請内容、転用目的、自己住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和元年11月1日から令和2年6月30日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、借り入れ100%。建ぺい率38.60%、開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、区域外。

以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは、事務局のほうの補足をお願いいたします。

○事務局：申請地の地図につきましては、12ページ、それから13ページに地番図があります。御確認をお願いします。

申請地につきましては、真ん中のほうの当該地というところに当たりますが、〇〇の県道〇〇線沿いに位置している箇所になります。

譲受人の〇〇さん、それからほか1名は〇〇さんで、御夫婦になります。そして、奥さんの〇〇さんが譲渡人の〇〇さんの子供さんに当たります。現在、この真ん中の申請地の隣になります敏光さん宅に、番地でいいますと〇〇のところに夫婦と子供さんお二方が同居されております。そういったこともあって本宅が手狭になったこと、それから両親の高齢化に伴います介護等の必要性を考慮しまして、〇〇さんが所有します本宅の隣接地に今回住宅建築を計画されているということでございます。

農地区分につきましては第二種農地ということで、許可条件であります代替地の確認はしております。それから、資金の借り入れの関係につきましては、金融機関の融資証明書で確認をさせていただいております。

最後に、周辺農地への影響でございますが、水利組合長から承諾書をとってございまして、工事に関する条件はございませんでした。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。それでは、議案第21号の第2番につきまして、質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

とに決めます。

14ページをおあげください。議案第22号、非農地証明願についてを議題といたします。

1番について地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：1番。申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積42平米。申請内容、当該地は昭和42年より敷地の一部として利用されたため、現況は宅地となっているということです。これは、ずっと昔から稲家がたっていたそうです。そこに平成17年に新築されました。それが農地の中に、昔からしてあったので、宅地になりましたということです。20年以上たっていますので、これを非農地として証明してくださいということだそうです。

それで地図があります。裏の地図をごらんください。一番わかりやすいのが、16ページです。この土地のところが□□とあります。その一部に倉庫が今建っています。その分が非農地の中に入っているということです。

これを□□さんと9月20日に見にいきました。昔から建てているところに建てましたということでした。もし土地を外す場合、困るから、非農地にしてくださいということでした。

○議長：事務局はよろしいですか。

○事務局：はい、特には。

○議長：それでは、本件に対して質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議ないということです。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

○議長：続いては、審議事項がまだありますのでよろしくお願いいたします。

農政議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者、御説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積3,290平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的、水田。所有権移転の時期、対価の支払いの時期、引き渡しの時期はいずれも令和元年10月25日となっております。

以下、5番までいずれも□□氏から公益財団法人福岡県農業振興推進機構のほうに売買をする

ものになります。計5件で合計面積が6,684平米となっております。本件につきましては、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が新たな担い手のほうに斡旋を行い、集約を進めていくものになります。

1点、補足になるんですけども、当該推進機構が進める事業につきましては、農用地を対象として事業ということで、研修会とかでも案内があっていると思いますが、2から4につきましては、農用地区域外となっております。これにつきましては、税制面での優遇措置等の対象外になるんですけども、手続をまとめて進めて問題ないとのことですので、今回お諮りするものになります。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

○議長：それでは、もう一枚おあげください。

農政議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の御説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。住所、太宰府市□□。所在地、□□。地目、田。面積1,363平米。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては令和元年11月11日から令和4年11月10日までの3年間となっております。賃借料につきましては玄米30キロとなっております。件数が多くございますので、それ以降の詳細な説明につきましては割愛をさせていただきます。

9ページをごらんください。9ページに合計の面積が出ております。件数につきましては、更新51件、新規案件4件で55件。筆数につきましては、更新118筆、新規12筆で130筆、19万6,437平米の案件となっております。

説明につきましては以上になります。よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございました。それでは、本件に対して御意見、御質疑のある方お願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しますので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議ないと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

これで議案が全部終わりましたので、ありがとうございました。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第10回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。